

■ 第 1 回協議会で出された主な意見・要望等及びその対応方針

分類	主な意見・要望等	事務局としての対応方針
● 重点整備地区の範囲について	【米田委員】 ・なるべく多くの生活関連施設を盛り込む形で重点整備地区を設定していただきたい。	→自由通路および東口駅前広場の整備により、今後、歩行者動線や周辺の土地利用に大きな変化が見られることが予想されます。このことを踏まえ、また本基本構想では、目標年次を2025年と短期に定めていることから、重点整備地区の範囲は大竹駅周辺のみとします。 (構想案 P27)
	【平委員】 ・重点整備地区の現案では、大竹駅前交番が区域から外れているが、交番も公共施設であり、障害者等の誘導についても検討していかなければならないと考えている。	→ご指摘の通りであり、大竹駅前交番を重点整備地区に加えます。 (構想案 P27～P29)
	【平委員】 ・重点整備地区の範囲は、JR 大竹駅と生活関連施設を生活関連経路で結び、これらを取り囲むように検討すべきである。(現案では、東端部が市道駅小島新開線、西端部が市道駅前油見線・県道大竹駅停車場線で途切れており、施設と結ぶ形になっていない。)	→ご指摘の3路線は、生活関連経路には位置づけませんが、将来的に人通りが多くなると予想され、バリアフリー整備を検討中であることから、重点整備地区に含めています。 (構想案 P27～P29)
	【杉本委員】 ・東口について、北側に隣接する用地を含めた形で事業を検討されてはどうか。	→ご指摘の用地は、将来的な有効活用の可能性はありますが、現時点では土地利用方針が未定であるため、重点整備地区には含めません。 (構想案 P28)
● 生活関連施設・生活関連経路について	【米田委員】 ・重点整備地区には、生活関連施設および生活関連経路を定めることとなっているので、次の段階ではこれらを示していただきたい。	→生活関連施設としては、「東口広場駐車場(路外駐車場)」、「西口広場駐車場(路外駐車場)」、「大竹駅前交番」を設定します。 →生活関連経路としては、上記の施設を結ぶ「市道新町西栄線(自由通路)」を設定します。 (構想案 P29)

分類	主な意見・要望等	事務局としての対応方針
●特定事業について	【平委員】 ・重点整備地区の中に交番が含まれるのであれば、交番のバリアフリー化（スロープ・自動ドアの設置など）も必要であり、本協議会で要望があれば、話を前へ進めていきたい。	→建築物特定事業として、大竹駅前交番を加えるか、事業メニューも含め検討協議中です。 (構想案 P32)
	【浅野委員】 ・駅前整備にあたっては、送迎の一般車とバス乗降場を別々にしていただきたい。	→一般車乗降場とバス乗降場を区分する形で、西口広場を計画しています。
●その他	【岡田オブザーバー】 ・基本構想として、どこまで決めていくのか。また、基本構想の区切りはどこになるのか。	→バリアフリー基本構想として定める事項は、基本的に下記の通りとなります。 1. 移動等円滑化の基本方針 2. 重点整備地区の位置・区域 3. 生活関連施設・生活関連経路 4. 実施すべき特定事業等（メニュー出しまで） 5. その他事項（ソフト施策等） →なお、基本構想策定後は、基本構想で示した特定事業について、個別に特定事業計画を速やかに策定し、これに基づいて事業を実施していきます。
	【長谷川委員】【三原委員】 ・中長期的なスケジュールを教えてください。	→本基本構想で策定した各特定事業は、2025年度中を目途に完了する予定です。 →その後、概ね2026～2027年度を目安に、重点整備区域を大竹駅周辺の半径500m～1kmに広げた形で、新たなバリアフリー基本構想を作成（見直し）し、中期（概ね10年後）、長期（概ね20年後）に分けて、新たな事業を展開していく予定です。 (構想案 P27)